令和7年度　第1回　JST研究公正ワークショップ
映像教材「倫理の空白Ⅲ」手引書を使ってみよう **講義**

二重投稿・二重出版を題材とする研究倫理教育について

東北大学大学院文学研究科
社会学専攻分野

田代 志門

2025年9月3日（水）

二重投稿・二重出版のややこしさ

- 定義が様々にあり、何を「二重投稿」や「二重出版」とみなすのかが明確になっていない
  - 文科省の研究不正ガイドラインでは「二重投稿」のみが定義、学振の『科学の健全な発展のために』（グリーンブック）では「二重投稿・二重出版」とまとめて表記
- 各学会の「二重投稿」の定義もさまざま
  - 狭い定義：同時に複数の雑誌に論文を投稿することのみを指す（医学系の学会で見られる）
  - 広い定義：自身が過去に出版した論文（既発表論文）と重複する内容を投稿する場合も含める
- 「自己盗用」との関係もよくわからない

用語解説の要点：二重投稿・二重出版

- 「二重投稿」の定義は文科省ガイドラインに従う
  - 「他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること」（広い定義の採用）
    - 「既発表論文と同じような論文を投稿する」も定義に含める
- 二重投稿と二重出版の区別は時間軸で行う
  - 二重投稿したものが結果として出版されれば二重出版となる
    - 二重投稿の時点で止まればある種の「未遂」に
  - ただし二重出版には論文以外のものも含まれる（書籍など）
    - 論文投稿と紐づかない重複する出版については後ほど

用語解説の要点：二重投稿・二重出版

- 二重投稿の該当性の判断基準は学会ごとに異なる
  - ① 何が「既発表」に該当するのか
    - 学会報告資料、科研費報告書、修士論文、博士論文（機関レポジトリでの公開／非公開）、プレプリントなどの中間的形態
  - ② 「本質的に同じ」とは何を指すのか
    - 「引き写しが3分の1以下で中心的な論点が異なる」（日本社会学会）などの具体的な基準を示す学会も
- 既発表論文との関係を明確化した上で、密接に関係するものは編集者への開示を推奨（市田・中村2020）

市田秀樹・中村征樹, 2020,「二重投稿をめぐる動向：国際学会プロシーディング論文の扱いを中心に」『RI：Research Integrity Reports』4: 31-48.

用語解説の要点：自己盗用

- 明確な定義が不在
  - 「著者がさまざまな出版の場で、様々な程度で、読者に対して『適切に』再利用（reuse）を示すことなく、自身の既発表のアイデア、テキストの断片、データセット、サブセットを再利用すること」という定義を採用（Andreescu 2013: 777）
- 二重投稿・二重出版の違いは「論文全体の類似性か論文の一部の類似性か」で整理
  - 著作権上の問題だけではなく、類似性が大きくなれば業績の水増しという点で同様の問題があると指摘（まずは引用する）

Andreescu L. Self-plagiarism in academic publishing: the anatomy of a misnomer. Sci Eng Ethics. 2013 Sep;19(3):775-97.

用語解説の要点：自己盗用

- テキスト・リサイクル（text/textual recycling）概念の紹介
  - 他者のテキストやアイデアの「盗用」とは根本的に異なり、二重出版の問題との共通点が大きいことを示すため
  - 許容される場合もあり価値中立的な用語が望ましい
- 不適切な業績評価やマイナスの影響を与えないよう留意する必要はあるが、正当な目的があれば、適切な表示の上でテキスト・リサイクルを含む重複する出版活動を行うこと自体が非倫理的というわけではない
  - もちろん、法的には著作権の問題をクリアする必要はある

BioMed Central 編集者用ガイドライン

（Last reviewed: 22 July 2016）

- どのくらいの量か
- どこで使用されているか（メソッドか結論か）
- 出典は明記されているか
- 研究論文か否か
- 著作権侵害の有無
- 出版された時代や場所

https://publicationethics.org/guidance/endorsed-guidance/text-recycling-guidelines-editors

【参考】広義の自己盗用概念

- 二重出版関係の事象全体を指す用法が存在
  - 「自己盗用」の類型として二重出版やテキストリサイクル、サラミ出版などを挙げていくタイプの説明
  - 米国研究公正局（ORI）のウェブサイトに掲載された教育資材で使用されたため米国内で一定の影響力を持つように
    - 2006年に執筆され、その後複数回改訂
      - Roig, M, 2015, ”Avoiding Plagiarism, Self-plagiarism, and Other Questionable Writing Practices: A Guide to Ethical Writing,“（https://ori.hhs.gov/avoiding-plagiarism-self-plagiarism-and-other-questionable-writing-practices-guide-ethical-writing）
    - 「米国の規制では自己盗用は研究不正ではない」との但し書き付きで現在は公開されている

雑誌論文の文脈を離れると

- 商業誌での解説や教科書その他書籍に見られる「二重出版的なもの」をどう考えるか
  - 初出を示す必要はあるが、出版目的が異なり機械的に当てはめるべきではない（そもそもオリジナリティは不要）
- 加えて、人文・社会科学における学術的著作物（モノグラフや論文集）の扱いも別に考える必要がある
  - 複数の既発表論文に加筆・修正して一冊の書籍に編み直すことは一般的であり、論文よりも学術的価値が高いとみなされる

法学者による文科省ガイドライン批判

- 二重投稿の例外を明記しておらず、これをそのまま採用した各大学の研究倫理規定により、以下のような場合に不当な懲戒処分を受ける可能性がある（松川2022）
  - 雑誌論文をまとめて著作集として刊行
  - 雑誌からの依頼論文をPDF化してウェブサイトで公開
  - 教科書を改訂して第2版を刊行
  - 単行本の内容を圧縮して一般向け書籍を出版　等
- 両ジャーナルの編集者・出版社の承諾と出典の明記があれば二重投稿の例外になることを明記すべき

松川実, 2022,「二重投稿と法」『青山法学論集』64(2): 321-360.

学会報告の扱い

- 学会報告に関してどこまで厳密に考えるか（論文の1回性とは異なる要素がある）
- 採択数が決まっている学会では問題になるものの、それ以外の学会で厳密な運用をすることに意味があるように思えない
- その一方、大会の演題募集では「原著性」が求められることが多いという現実も

- 会議における重複演題は、すべて否定される訳ではなく、若手研究者の教育目的で重複発表が行われ、さらに会議の場での批判や反響を得るために行われることもあろう。会議における、発表演題の審査が普及し、既発表内容の禁止が求められる一方で、ポスター発表を中心に重複が許されてもよいかもしれない。重複演題発表をめぐる議論は、発表する研究者の立場からだけでなく、会議を主催する組織委員会の意向、そして参加する聴衆の声、さらに研究情報の適切な流通といった視点からも検討し、合意が形成されるべきである。

山崎茂明, 2015, 『科学論文のミスコンダクト』丸善

【参考】山崎茂明先生の本5冊

- 『科学者の不正行為：捏造・偽造・盗用』丸善出版、2002年
- 『パブリッシュ・オア・ペリッシュ：科学者の発表倫理』みすず書房、2007年
- 『科学者の発表倫理：不正のない論文発表を考える』丸善出版、2013年
- 『科学論文のミスコンダクト』丸善出版、2015年
- 『発表倫理：公正な社会の礎として』樹村房、2021年

まとめ

- 二重投稿・二重出版を題材とする研究倫理教育を行う際には、用語の定義を共有することがまずは重要
  - 学問分野によって違う定義が採用されており、学問分野内部でも細部では多様な方針が存在していることを前提に（そのこと自体が学びになる）
- FFPのような明らかな研究不正とは異なり、「二重投稿・二重出版＝すべてが悪」という前提から入らない
  - 許容されない場合と許容される場合の違いは何か、その根拠は何かを一緒に考えることが大事

令和7年度　第1回　JST研究公正ワークショップ
映像教材「倫理の空白Ⅲ」手引書を使ってみよう　**モデル講義**

二重投稿について考える（教員向け）

東北大学大学院文学研究科
社会学専攻分野

田代 志門

2025年9月3日（水）

今日の研修のねらい

- 二重投稿についての基本的な知識を得る
- 具体的な事例（映像教材）の検討を通じて、学生が許容されない二重投稿をしないために教員に何ができるかを考える
- 教員ではない人も今回は教員の立場に身を置いて考えてください（難しければ組織的なサポートの視点で）

今日のスケジュール（全体55分）

① イントロダクション　10分
② 映像視聴とグループ・ディスカッション　30分
③ 全体共有とまとめ　15分

- モデル講義に関する質疑応答　10分

二重投稿とは

- 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること（文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」）
  ① 自身が過去に出版した論文（既発表論文）と重複する内容を投稿する場合　→今回の事例はこちら
  ② 同時に複数の雑誌に論文を投稿する場合
- 雑誌により「既発表」の範囲や「本質的に同じ」の基準が異なる場合がある
- 少なくとも投稿者は既発表論文との関係を明確化した上で、密接に関係するものは編集者に開示することが求められる

ワークの説明

- 二重投稿に関するシーンを視聴し、以下の手順でグループ毎にディスカッションを進めてください

① メンバーの自己紹介
  – 池田教授にあなたが抱いた印象を一言添えて

② 司会と書記（後の報告者）を決める

③ テーマ1：佐々木さんはなぜ最終的に二重投稿の疑義をかけられてしまうに至ったのだろうか
  – 考えられる要因を複数挙げていく

④ テーマ2：池田教授は教員として佐々木さんにどのような助言・関わりをすべきだったろうか
  – 私ならこうする、研究機関として可能なサポート体制の構築でもOK